区分	11 頁(認定NPO法人等寄附金特別控除の計算式)				
誤	(2) 寄附金特別控除(税額控除) 個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金を支出した場合には、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。 寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。				
	その年中に支出した認定NPO法人 等に対する寄附金の額の合計額				
	その年中に支出した公益社団法人等 に対する寄附金の額の合計額				
	(注)上記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計金額は所得金額の 40%相当額が限度です。 また、上記寄附金特別控除の合計額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。				
Œ	(2) 寄附金特別控除(税額控除) 個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金を支出した場合には、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。 寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。				
	その年中に支出した認定NPO法人 認定NPO法人等 に対する寄附金の額の合計額 - 2千円 ×40% = 寄附金特別控除				
	その年中に支出した公益社団法人等 に対する寄附金の額の合計額 - 2千円 ×40% = 寄附金特別控除				
	(注)上記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計金額は所得金額の 40%相当額が限度です。 また、上記寄附金特別控除の合計額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。				